

島田市における「家庭の日」の在り方について

1 「家庭の日」とは

- ・「家庭の日」は、家族の絆を深め、健康で明るい家庭づくりを推進し、子ども・若者の健やかな育成に資することを目的として、県が要綱で定めたもの。
- ・開始当初は第3日曜日がこれに充てられていたが、家族のライフスタイルや意識の変化、就労形態の多様化等を受け、県は平成23年に、各家庭で状況に応じて独自に設けるよう変更している。

2 これまでの経過

(1) 県要綱制定当初

- ・県要綱において、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めていたことから、島田市でも一部の公共施設の貸し出しを控えたり、スポーツ少年団などの活動を第3日曜日には自粛するよう指導し、「家庭の日」の推進を図ってきた。

(2) 県の方針変更

- ・平成23年9月7日付け静岡県教育委員会社会教育課通知により、県では、近年家族のライフスタイルや意識が変わり、就労形態も様々になってきたことなどから、第3日曜日に家族全員揃うことが難しい家庭が増えており、よって、その現状に即し、全ての家庭で状況に応じ「家庭の日」を独自に設けるよう変更された。
- ・県の通知を受けて、島田市社会教育委員会で検討の結果、最近の青少年に関する様々な問題の一因が家庭環境にあるとの認識から、従来どおり第3日曜日を「家庭の日」とし、家族のコミュニケーションを図ると共に、家族を振り返る機会とする。現在、「家庭の日」があいまいになりつつあることを反省し、市民が「家庭の日」に意識をもつよう働きかけていくとの提言が、平成23年12月22日開催の定例教育委員会へ提出された。
- ・島田市教育委員会では、社会教育委員会からの提言を受け協議し、その結果、市民の意識付けを図るためには、日を設定した方が明瞭であると考え、これまでどおり第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭を中心とした生活の日として市民に働きかけていくこととなった。

3 現在の取組状況

(1) 家庭の日の実施状況

- ・学校では各校において意識づけを図り、それぞれの家庭での実践を促している。
- ・中学校の部活動は原則として活動しない。
- ・社会教育課では、県で作成したポスターの掲示を市内小中学校に配架している。また、家庭教育学級等の資料に掲載し、参加者や保護者への周知を図っている。
- ・県では、各市町からの実施に係る報告は受けていない。近隣市町への確認では本市のように具体的な対応を図っている市町はなく、形骸化が推察された。なお、県内では長泉町で毎月第1日曜日を設定している。

(2) 施設開放の実施状況

- ・第3日曜日は「家庭の日」を実践する日として、原則、体育館等の利用はご遠慮いただいている。
- ・第3日曜日を完全閉鎖とするものでなく、家庭の日の趣旨を御理解いただいたうえで、代替日を別の日に設けることにより施設利用を可能としている。
- ・体育館利用団体がおよそ280団体ある中で、令和3年度において「家庭の日」に体育館を利用した団体数は26団体であった。
- ・公民館については家庭の日である第3日曜日を休館日としている。

4 検討事項

- ・「家庭の日」の設置目的や過ごし方について、周知が行き届いているか
- ・「家庭の日」の取り組み方を変更すべきか
- ・「家庭の日」における家族の過ごし方について、どのような形が望ましいか
- ・施設開放についてどのように対応すべきか

静岡県家庭の日及び家庭教育を考える強調月間を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭の日及び家庭教育を考える強調月間を定めることにより、家族の絆を強め、健康で明るい家庭づくりを推進し、もって子ども・若者の健やかな育成に資することを目的とする。

(家庭の日)

第2条 県は、県民が家庭の役割等を考え、家族のコミュニケーションを深める日を家庭の日とする。家庭の日は、各家庭で状況に応じ、独自に設けることとする。

(家庭教育を考える強調月間)

第3条 県は、県民が家庭教育の役割やその重要性を見つめ直す月として、毎年11月を家庭教育を考える強調月間と定める。

(実施体制)

第4条 県は、各市町や関係機関等と連携の上、家庭の日及び家庭教育を考える強調月間に関する取組の推進に努める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、家庭の日及び家庭教育を考える強調月間に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。



静岡県 家庭の日



家庭の日とは、家族と一緒に過ごし、
コミュニケーションを深めるための日のことです。
月に一度は家庭の日を設け、
それぞれのご家庭にあった過ごし方を楽しみましょう!



家庭教育は、すべての教育の出発点。家族がふれあい、互いに思いを伝えあう機会を大切にしましょう。

静岡県教育委員会 社会教育課 地域家庭班

☎054-221-3115

